

令和6年第5回堺市教育委員会議事録

開催日	令和6年3月25日(月曜)
場所	堺市役所 高層館 20階 第1特別会議室
会議種類	定例会
教育長の報告	①令和6年度堺市立学校園運営における指針について ②不祥事根絶に向けたプログラム「未来をつくる堺の誇り—不祥事根絶のために—」の策定について ③いじめ重大事態に係る調査について ④いじめ重大事態に係る調査の諮問について
議案	報告第1号 市長からの意見聴取(令和5年度 堺市一般会計補正予算)について 報告第2号 堺市立学校管理職人事について 報告第3号 就学援助規則の一部改正について 報告第4号 事務局職員の人事異動について 議案第12号 就学援助規則の一部改正について 議案第13号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について 議案第14号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について 議案第15号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について 議案第16号 事務局職員の人事異動について 議案第17号 教育委員会の同意が必要な事項について
その他の報告	①いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)
教育長職務代理者	河盛幹雄委員
出席委員	宮本功委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	長山秀基教育監 伊藤修士教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 森浦稔教職員人事部長 樋口信征教職員企画課長 志波政宏教職員人事課長 富岡重幸学校教育部長 高橋康浩学校保健体育課長 島原宏文教育課程課長 川端一生生徒指導課長 井村美穂学校管理部長 大野達也学務課長 橋本宏司教育政策課長 森本恭明教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午前10時00分
河盛幹雄教育長職務代理者	これより、令和6年第5回教育委員会を開会します。 本日、教育長が欠席のため、私が教育長職務代理者として、議事の進行を務めます。 次に、教育政策課長補佐から、諸般の報告をします。
森本恭明教育政策課長補佐	報告します。 本日の会議には、教育長、鈴木委員が欠席されています。 また、事務局におきましては、教育次長が欠席しています。
河盛幹雄教育長職務代理者	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和6年第4回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【教育長の報告①】	令和6年度堺市立学校園運営における指針について

河盛幹雄教育長職務代理者	<p>それでは、 「教育長の報告① 令和6年度堺市立学校園運営における指針について」報告します。 詳細については、担当部長より説明します。</p>
【説明】 富岡重幸学校教育部長	<p>教育長の報告① 令和6年度堺市立学校園運営における指針について、説明します。 本指針は、第3期「未来をつくる堺教育プラン」における本市の方針等を踏まえつつ、各学校園における創意工夫ある取組を推進し、自主性・自律性に富んだ学校園運営の一助となるよう、第3期「未来をつくる堺プラン」における5年間の主な取組に基づき、4年めとなる令和6年度の学校園の取組指針をまとめました。 はじめに、作成の趣旨について、説明します。 急激な社会の変化や多様な課題に対し、学校園が臨機応変に対応し、機動的・能動的に動くためには、校園長を中心に、学校園の組織マネジメント力の強化を図っていくことが一層重要であり、自主性・自律性に富んだ学校園運営の確立を図る必要があります。本指針においては、これらの要素も取り入れながら、学校園運営の一助となるよう取組指針をとりまとめました。 また、作成にあたっての視点、コンセプトとして、学校園における課題に加え、大きく3点の視点をふまえ、学校園が組織的かつ自主性・自律性に富んだ学校運営を行うために必要な取組を明確にすることをコンセプトに作成しました。 1点めは、「新たな学校のあり方」における方向性をふまえた取組の視点、 2点めは、学校園における組織力を向上するための取組の視点、 3点めは、堺市の教育の「めざす姿」と「重点的に取り組むポイント」をふまえた取組の視点です。 本指針の構成は資料に記載のとおりです。 なお、2月28日に校園長等対象に、本指針の説明会をオンデマンドで配信し、教育長及び教育監から詳細の説明を行っています。今後の予定としては、3月末に、本指針の冊子を全学校園に1冊配付の上、本市ホームページに掲載します。 説明は以上です。</p>
【教育長の報告②】	<p>不祥事根絶に向けたプログラム「未来をつくる堺の誇り—不祥事根絶のために—」の策定について</p>
河盛幹雄教育長職務代理者	<p>次に、 「教育長の報告② 不祥事根絶に向けたプログラム「未来をつくる堺の誇り—不祥事根絶のために—」の策定について」報告します。 詳細については、担当部長より説明します。</p>
【説明】 森浦稔教職員人事部長	<p>教育長の報告② 不祥事根絶に向けたプログラム「未来をつくる堺の誇り—不祥事根絶のために—」の策定について、説明します。 策定の経過について、説明します。 度重なる学校園や教育委員会の不祥事の発生を受け、校長・園長の代表と学識経験者、教育委員会の職員が協働して、不祥事案の未然防止を実現し、堺の教育への信頼を回復するため、令和5年7月に「安全・安心・輝く笑顔を守り育てる学校園」会議を発足させました。 現在の本市教育の危機的状況を認識した上で、教職員という職業に対する「誇り」や「自覚」を思い起こすことで、自身がなすべきことが何かを今一度考え直す機会をつくるため、懲罰的な押し付けではなく、教職員それぞれの自らの「気づき」につながる取組を理解し、行動を変えるための取組として不祥事根絶のためのプログラムである「未来をつくる堺の誇り」を策定しました。 続いて、プログラムの構成と主な内容について、説明します。 全体の構成は、「はじめに」や「資料集」を含めて、5章としました。 第1章では、不祥事が起こる背景や、未然防止の取組を行うための仕組みを</p>

	<p>理解してもらうため、学校管理職や教育委員会事務局に求められる柱と、全ての教職員に求められるキーコンセプトをそれぞれ5つ整理しました。</p> <p>第2章では、頑張っている多くの教職員の思いを共有し、今一度、教職員のあるべき姿を思い起こし、行動を変えるための意識醸成を図るため、教職員の不祥事の防止に努める決意を表す言葉やエピソードをとりまとめました。</p> <p>第3章では、主に本市でこれまで生じた不祥事分野を12項目選定し、それぞれの事例に対して、未然防止の観点から教職員として適切に事象を捉えることができる「気づき」につなげるため、自ら考えるきっかけとするためのワークシートとしました。</p> <p>第4章では、不祥事対応に必要な姿勢と心構えとして、特に重要と考える「報告・連絡・相談」のポイントを覚えやすいフレーズを活用してポイントを掲載しました。また、教職員を守る観点から、1人で悩まないための啓発と、それを実現するための庁内・庁外の相談窓口を紹介しました。</p> <p>資料集では、校長・園長自身が自らまとめた「行動宣言及び行動指針」を掲載するなど、今般の状況を風化させないための資料などの参考資料を整理しました。</p> <p>本プログラムの完成は、ゴールではなくスタートです。プログラムを活用した取組は一過性のものにせず、内容を更新しながら、繰り返し活用することが大事であると考えています。本プログラムの活用状況を適宜確認するなど、全ての職員や教職員の意識の定着を図ります。このことにより、子どもたちのために不祥事など張り込む余地のない学校園をめざして行動する、そして、行動を継続することにより、失われた教育行政の信頼回復を図ります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>【案 件】</p>	<p>日程第1 報告第1号 市長からの意見聴取（令和5年度 堺市一般会計補正予算）について</p>
<p>河盛幹雄教育長職務代理者</p>	<p>次に日程に入ります。</p> <p>日程第1 「報告第1号 市長からの意見聴取（令和5年度 堺市一般会計補正予算）について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
<p>【説 明】 岩井伸司教委総務課長</p>	<p>報告第1号 市長からの意見聴取（令和5年度 堺市一般会計補正予算）について、説明します。</p> <p>本件は、令和5年度堺市一般会計補正予算第10号について、令和6年第1回市議会定例会に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。</p> <p>なお、本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和6年3月22日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めます。</p> <p>それでは、別紙1、第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。歳入歳出予算の補正額は、歳入予算が32億6301万8千円の増額、歳出予算が32億6800万円の増額となっています。</p> <p>次に、第2表繰越明許費補正については、年度末である3月末までに事業完了が見込めないもので、翌年度に予算を繰越できるようにするものであり、今回は4事業を計上しています。</p> <p>次に、第3表地方債補正については、今回の補正予算を編成するにあたり、財源としての地方債の限度額についても、増額するものです。</p> <p>続いて、4ページ「令和5年度補正予算（3月補正）」に基づき、説明します。</p> <p>今回の補正予算については、国の令和5年度補正予算への対応として、国庫補助の予算内示があった事業について、本市の予算においても、令和5年度予算として計上する必要があることから、事業費を予算計上するものです。</p>

	<p>歳入については、国庫支出金を6億6151万8千円、市債26億150万円、それぞれ増額するものです。</p> <p>歳出については、年度末である3月での予算編成となることから、来年度に繰り越したうえで事業実施ができるよう、現計予算に加え、繰越明許費の予算も併せて計上しています。</p> <p>金額については、現計予算及び繰越明許費についてそれぞれ32億6800万円の増額となっています。</p> <p>内容としては、長寿命化改修工事、小・中学校の外壁改修工事、便所改修工事、高等学校DX加速化推進事業などです。</p> <p>最後に、第3表 地方債補正については、今回の補正予算を編成するにあたり、財源としての地方債の限度額を増額するもので、小学校、中学校、支援学校に関するものを合わせて、26億150万円の増額補正を行います。</p> <p>説明は以上です。</p>
河盛幹雄教育長職務代理者	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採 決】	承認
【案 件】	<p>日程第2</p> <p>報告第2号 堺市立学校管理職人事について</p>
河盛幹雄教育長職務代理者	<p>次に、日程第2</p> <p>「報告第2号 堺市立学校管理職人事について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 志波政宏教職員人事課長	<p>報告第2号 堺市立学校管理職人事について、説明します。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和6年2月22日に、教育長において臨時に代理しましたので、報告し、承認を求めるものです。</p> <p>概要としては、堺市立浜寺昭和小学校の管理職人事について、令和6年2月29日までとなっていた教頭の病気休職期間が令和6年3月17日まで延長されたことに伴い、教頭の長期不在に対応し、令和5年度末までの円滑な学校運営を行うため、</p> <p>堺市教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課 八窪 陽主任指導主事に対して、令和6年2月29日までとしていた浜寺昭和小学校教頭兼務の兼務発令期間を、令和6年2月29日付けで令和6年3月31日までに改めるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
河盛幹雄教育長職務代理者	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採 決】	承認
【案 件】	<p>日程第3</p> <p>報告第3号 就学援助規則の一部改正について</p>

河盛幹雄教育長職務代理人	次に、日程第3 「報告第3号 就学援助規則の一部改正について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 大野達也学務課長	報告第3号 就学援助規則の一部改正について、説明します。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和6年2月22日に、教育長において臨時に代理しましたので、報告し、承認を求めます。 本市の就学援助制度は、経済的理由により就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対し学用品費や給食費などの援助を行うことで就学機会の均等を図っています。 改正の趣旨としては、令和6年1月に発災した能登半島地震の被災者が本市の区域内に避難された場合に、令和5年度の就学援助の支給を行えるよう、申請の期日等に特例を設けるため、規則の一部を改正したものです。 改正の内容としては、現行制度では、就学援助の申請期間については、2月末日まで、令和6年4月に入学予定の新1年生の入学準備金については、申請期間が令和5年11月上旬までとなっていました。この場合、例えば令和6年3月に避難された方は就学援助の申請ができず、入学準備金については令和6年1月に避難された方でも申請できない、ということになります。 そこで、被災者に限り、就学援助及び入学準備金いずれの申請も3月末までとする特例を設けたものです。また、申請期間の特例に合わせて支給期限も市の出納閉鎖となる5月末日までに改正しています。支給が認定となった方には、速やかに支給しますが、申請後に追加提出書類や確認事項が出た場合でも、避難状況等によっては、追加提出書類の準備等に時間を要し、認定や支給事務が進まないことなどが考えられるため、可能な限りの支給期限を確保したものです。 資料の2ページ以降は、堺市就学援助規則の一部を改正する規則及び新旧対照表です。 なお、3月25日現在の被災者受け入れ状況は、小学生2名、新小学1年生1名で3人、2世帯となっており、2世帯とも令和5年度の申請書の提出があり、支給を終えております。 説明は以上です。
河盛幹雄教育長職務代理人	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採決】	承認
【案件】	日程第4 議案第12号 就学援助規則の一部改正について
河盛幹雄教育長職務代理人	次に、日程第4 「議案第12号 就学援助規則の一部改正について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 大野達也学務課長	議案第12号 就学援助規則の一部改正について、説明します。 本改正の趣旨としては、令和6年4月から実施する学校給食費の公会計化に合わせ、保護者の納付手続きの負担軽減を図るため、就学援助金のうち給食費について、保護者を経ずに、本市の学校給食費に直接充当するための改正を行うものです。 資料の3ページをご覧ください。堺市就学援助規則の新旧対照表です。 就学援助金の給食費は、保護者を経ずに、本市の学校給食費に直接充当する

	<p>こととするため、第6条では、援助金の受領及び返納について、給食費は校長に委任できない規定に改正します。</p> <p>次に、第7条第2項及び第3項の規定は、改正後案のとおり規定の整備を行うものです。</p> <p>改正後案の第7条第3項は、新設する形となりますが、就学援助の給食費を公会計としての学校給食費に充当することをもって、保護者に支給したものとみなす規定です。</p> <p>また、第7条第4項の規定は、同趣旨の援助金を重複して支給しないという、援助額の調整に関する規定であり、援助額を定める事務取扱要綱で同じ趣旨の規定を定めることとし、本規則では削除します。</p> <p>最後に、現行の第7条第5項の規定は、就学援助金は保護者が学校納付金を未納としている場合、校長を経由して保護者へ支給することとしていましたが、給食費については、直接学校給食費に充当しますので、第6条と同様に校長を経由しない規定に改正します。</p> <p>本規則は、令和6年4月1日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
河盛幹雄教育長職務代理人	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	<p>日程第5</p> <p>議案第13号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について</p>
河盛幹雄教育長職務代理人	<p>次に、日程第5</p> <p>「議案第13号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 岩井伸司教委総務課長	<p>議案第13号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について、説明します。</p> <p>本件は、教育委員会事務局の組織改正等に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>改正の趣旨及び内容については、</p> <p>1点め、学校保健体育課の保健体育係を保健係と体育係に分けるもの、</p> <p>2点め、学校給食課が学校給食費の徴収等に関する事務を所掌することとするものです。</p> <p>本規則は、令和6年4月1日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
河盛幹雄教育長職務代理人	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	<p>日程第6</p> <p>議案第14号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について</p>

河盛幹雄教育長職務代理者	次に、日程第6 「議案第14号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 岩井伸司教委総務課長	議案第14号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について、説明します。 本件は、堺市立青少年センターの休館日変更に伴い、青少年センター図書室に関する業務に従事する者にかかる週休日について、所要の改正を行うものです。 改正の趣旨及び内容については、 青少年センター図書室に関する業務に従事する地域教育振興課に所属する職員にかかる週休日のうち、第1月曜日及び第3月曜日が祝日法に規定する休日（元日を除く。）に当たるときは、その日を勤務日とし、その日後においてその日に最も近い休日でない日を週休日とするものです。 本規則は、令和6年4月1日から施行するものです。 説明は以上です。
河盛幹雄教育長職務代理者	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採決】	可決
【案件】	日程第7 議案第15号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
河盛幹雄教育長職務代理者	次に、日程第7 「議案第15号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 樋口信征教職員企画課長	議案第15号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について、説明します。 改正の趣旨及び内容については、職員の定年の引上げに伴い、その対象となる職員のモチベーションの向上を図るため、新たな特別休暇を設け、60歳に達する年度の翌年度に5日以内の特別休暇を取得することができることとし、所要の改正を行うものです。 また、堺市パートナーシップ宣誓制度の改正に伴い、配偶者等の出産に係る休暇や子の看護等に係る特別休暇等の取得対象を拡充することとし、所要の改正を行うものです。 本規則は、令和6年4月1日から施行するものです。 説明は以上です。
河盛幹雄教育長職務代理者	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採決】	可決
河盛幹雄教育長職務代理者	ここでお諮りいたします。 「報告第4号 事務局職員の人事異動について」及び「議案第16号 事務

	<p>局職員の人事異動について」は、 人事に関する案件のため、 「議案第 17 号 教育委員会の同意が必要な事項について」は、 報道発表等による公表前の案件のため、 「教育長の報告③ いじめ重大事態に係る調査について」及び「教育長の報告④ いじめ重大事態に係る調査の諮問について」、 また、「その他の報告① いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」は、 関係児童生徒等のプライバシー保護のため、 秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p>
	(日程第 8 報告第 4 号～日程第 10 議案第 17 号、教育長の報告③～④、その他の報告①は秘密会)
【案 件】	日程第 8 報告第 4 号 事務局職員の人事異動について
【説明（要旨）】 岩井伸司教委総務課長	令和 6 年度事務局管理職の人事異動について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、教育長において、臨時に代理したので報告し、承認を求めるものです。
【採 決】	承認
【案 件】	日程第 9 議案第 16 号 事務局職員の人事異動について
【説明（要旨）】 岩井伸司教委総務課長	令和 6 年度事務局管理職の人事異動について、人事案を上程するものです。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 9 議案第 17 号 教育委員会の同意が必要な事項について
【説明（要旨）】 橋本宏司教育政策課長	議案第 17 号 教育委員会の同意が必要な事項について説明します。 本件は、栗井 明彦 教育長から令和 6 年 3 月 30 日をもって教育長を辞職したい旨の辞職同意願が提出されましたので、辞職にあたり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定により教育委員会の同意を得る必要があるため、上程するものです。
【採 決】	可決
【教育長の報告③】	いじめ重大事態に係る調査について
河盛幹雄教育長職務代理者	次に、 「教育長の報告③いじめ重大事態に係る調査について」報告します。 詳細については、担当部長より説明します。
【説明（要旨）】 富岡重幸学校教育部長	市立学校で発生したいじめについて、いじめ重大事態と判断しました。また、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項 17 号の規定に基づき、調査主体を決定したことを報告するものです。
【教育長の報告④】	いじめ重大事態に係る調査の諮問について

河盛幹雄教育長職務代理者	次に、 「教育長の報告④いじめ重大事態に係る調査の諮問について」報告します。 詳細については、担当部長より説明します。
【説明（要旨）】 富岡重幸学校教育部長	市立学校で発生したいじめ重大事態について、教育委員会からいじめ重大事態調査委員会（第三者委員会）へ調査を諮問することを報告するものです。
【その他の報告①】	いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）
河盛幹雄教育長職務代理者	次に、 「その他の報告①いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」を報告します。 詳細については、担当課長より説明します。
【説明（要旨）】 川端一生生徒指導課長	学校が主体で調査した、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項のいじめ重大事態に関する調査結果報告書について報告するものです。
【採 決】	可決
閉 会 宣 言	午前 10 時 40 分
河盛幹雄教育長職務代理者	以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和 6 年第 5 回教育委員会を閉会します。